学校感染症に関する報告書

大阪府立だいせん聴覚高等支援学校長　様

該当する診断名に〇印、または診断名、療養期間などを**保護者が記入してください。**

〇印	感染症名	出席停止の期間
	インフルエンザ【　　　】型	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	上記以外の感染症（※裏面参照） **【　　　　　　　　】**	医師からの指示があれば、記入してください **【　　　　　　　　　　　　】**

医療機関名	
医師から指示された療養期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

※医師からの指示が特にない場合は、発症日や解熱日は０日と数えて記入し、一覧表（裏面もあり）の出席停止期間通りに療養してください。

上記のとおり、医師の診断を受け、指示された期間、療養したことを報告いたします。

年　　月　　日

【　本科・専攻科　】＿＿年　生徒名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　**受診したことが確認できる書類（処方薬の説明書（お薬手帳の写しなども可））と一緒に提出してください。**

※　**担任➡保健室（校内回覧後、保健室保管）**

学校において予防すべき学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

学校保健安全法施行規則（第三章　第十八条・第十九条）

分類	感染症名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、 新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	＜その他の感染症＞※下記参照 感染性胃腸炎、手足口病、ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など	

※＜その他の感染症＞は学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐ必要がある場合のみ、出席停止の扱いとなります。

※学校感染症は、状況により取り扱いが変わる場合がありますので、医療機関で診断を受けた場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。